

(介護予防) 福祉用具貸与サービス重要事項説明書

1 事業者・事業所の概要

(2024年9月1日現在)			
事業者(法人)名	さくらメディカル株式会社	事業所名	さくらメディカル株式会社 県央営業所
所在地	新潟県新潟市中央区上沼710番地	所在地	新潟県三条市西裏館2丁目6番2号 STビル
電話番号	025-282-5583	電話番号	0256-36-0800
管理者(氏名・職務内容)	氏名:栗林 新馬 事業所における従業者の管理、指定福祉用具貸与等の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行い、また、事業実施に際し遵守すべき事項の指示命令を行います。	福祉用具専門相談員(員数・職務内容)	員数:常勤換算で2.0人以上 利用者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえたサービス計画の作成、適切な福祉用具の選定、取扱説明、点検等を行い、また、専門的知識に基づく相談やその他必要な援助を行います。
営業日	月~金曜日(国民の祝祭日(振替休日含む)、年末年始(12月31日~1月3日)及びお盆(8月13日~15日)を除く)	営業時間	8:30~17:30 営業日及び営業時間外の緊急対応可
新潟県指定年月日	福祉用具貸与 2011年 6月 1日 (事業者番号: 1570401461) 介護予防福祉用具貸与 2011年 6月 1日 (事業者番号: 1570401461)		

2 事業の目的

指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与(以下、「指定福祉用具貸与等」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定福祉用具貸与等を提供することを目的とします。

3 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となる予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 サービスの概要

提供するサービスの内容は、介護保険適用の福祉用具貸与または介護予防福祉用具貸与です。利用者が可能な限り有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、心身の状況や希望、生活環境を踏まえ、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づいて適切な福祉用具選定の援助、組立・設置等を行い、福祉用具を貸与することにより、在宅生活の支援と質の維持向上及び介護者の負担の軽減を図ります。

5 サービス実施地域及び取扱種目

- (1) 当事業所のサービス地域は、三条市、燕市、見附市、加茂市、新潟市、長岡市、田上町、弥彦村です。
- (2) 当事業所の取扱種目は、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置(自動採尿器に限る)です。
- (3) スロープ、歩行器、歩行補助つえは貸与又は販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行います。

6 個別サービス計画書の作成とサービスの提供

居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等が作成する「居宅サービス計画」または「介護予防サービス支援計画書」の内容に沿って、利用者とその家族の希望等を反映させて、福祉用具利用目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した「福祉用具サービス計画書」を作成し、十分な説明のもと利用者とその家族の同意を得た上で交付し、サービスの提供を開始します。

7 貸与商品の納品・変更

- (1) 貸与商品の納品は利用者またはその家族の指定した日時に行います。
- (2) 貸与商品の納品の際、当事業所の従事者が組立・設置等を行い、貸与商品の作動具合や適合状況を確認します。また、取扱説明書等の文書を説明し交付します。また、実際に貸与商品を使用しながら、使用方法、使用上の注意事項、事故防止、故障時の対応等の説明を行います。
- (3) 貸与商品の納品後10日以内に、貸与商品の使用状況や適合状況及び目標達成の進捗状況について訪問または電話で確認します。また、6ヶ月以内に少なくとも1回同様の確認を行い、継続の必要性の検討を行います。
- (4) 貸与商品は契約の期間内においても、心身の状況の変化等に応じて、変更することができます。

8 貸与商品の修理・交換

- (1) 貸与商品について故障や破損が発生した場合、修理または交換を行います。故障や破損を放置したままの使用は思わぬ事故等を招くおそれがありますので、速やかにご連絡ください。
- (2) 修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担します。ただし、利用者側の事情により貸与商品の交換・変更を希望する場合や、貸与商品の使用方法や使用上の注意事項等に反した使用により、故障・破損が発生した場合には利用者の負担となります。

9 貸与商品の回収

契約の終了や交換・変更等により貸与商品の回収依頼を受けた場合には、利用者又はその家族の指定した日時に回収します。

10 身体拘束

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合には、その様態、時間、心身の状況、理由を記録するものとします。

11 貸与商品の利用者負担金の請求

- (1) 貸与商品と利用者負担金、貸与開始日・終了日は別紙①のとおりです。利用者負担金は介護保険が適用された金額(貸与商品利用料の1割、2割または3割)です。なお、貸与商品利用料には納品・回収に伴う費用も含まれます。また、介護保険の改正や介護報酬の改定、経済状況の変化等の諸事情により変更となる場合があります。
- (2) 福祉用具の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収するものとします。
- (3) 貸与開始月の利用者負担金は、貸与契約開始日がその月の15日以前の場合は1ヶ月分の全額、16日以後の場合は1ヶ月分の半額となります。ただし、貸与開始と貸与終了が同月内の場合、利用者負担金は1ヶ月分の全額となります。
- (4) 貸与終了月の利用者負担金は、貸与契約終了日がその月の15日以前の場合は1ヶ月分の半額、16日以後の場合は1ヶ月分の全額となります。
- (5) 介護認定がない場合または介護保険での上限枠を超える場合や介護保険適用外になった場合は、貸与商品利用料の全額が利用者の負担となります。
- (6) 貸与商品の使用開始前に返品を行う場合、利用者負担はありません。また、貸与商品の使用開始前に交換を行う場合、交換後の貸与商品についてのみ利用者負担となります。
- (7) 利用者負担金のお支払い方法、及びお支払い期日は以下のとおりです。

お支払方法 口座振替 郵便局払込 その他() お支払い期日 毎月 日

12 サービス提供に関する相談窓口

サービス提供に関する相談や故障の緊急連絡等は1の事業所までご連絡ください。迅速かつ適切に対応いたします。

13 苦情に関する窓口

苦情受付担当窓口及び連絡先は別紙②のとおりです。

14 事故発生時の対応

サービス提供中に事業者の責めによる事故が発生した場合は、ご家族並びに介護支援専門員または地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、迅速かつ適切に、必要な措置を講じます。

15 サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 貸与商品は、定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守してください。
- (2) 事業者の承諾を得ることなく、貸与商品の仕様変更や加工、改造等を行わないでください。
- (3) 事業者の承諾を得ることなく、契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡または転貸することはできません。
- (4) 利用者の転居・入院・死亡等、貸与商品の利用状況に変更があった場合には速やかにご連絡ください。

サービスの提供にあたり、以上とのおり説明いたしました。

年 月 日

(事業者)

所在地 新潟県新潟市中央区上沼710番地
事業者名 さくらメディカル株式会社

(説明担当者)

所在地 新潟県三条市西裏館2丁目6番2号
事業所名 さくらメディカル株式会社 県央営業所

代表者 代表取締役 武藤 大希



氏名

本契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び事業者署名の上、それぞれ1通を保管します。なお、上記の内容及び取り扱いについて説明を受け、利用者の個人情報の使用についても、契約書第11条及び契約書別紙「個人情報の取り扱いについて」に定める条件で使用することに同意します。

(利用者)

ご住所

お名前

(署名代行者) 利用者本人の契約の意思を確認のうえ、本人に代わり左記署名を行いました。

ご住所

お名前

本人との続柄

私は、利用者の家族の個人情報の使用について、契約書第11条及び契約書別紙「個人情報の取り扱いについて」に定める条件で使用することに同意します。

(家族代表)

ご住所

お名前